

ワールドマスタースゲームズ 2027 関西・守山市実行委員会 売店出店者設置要項

1 趣旨

ワールドマスタースゲームズ 2027 関西は、おおむね 30 歳以上であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会です。関西エリア一帯を舞台に、スポーツ経験や実績、国籍、性別、障がいの有無に関わらず誰もが出場できるインクルーシブな考え方を取り入れたグローバルイベントで、過去最大規模となる国内外 5 万人参加を目標に開催されます。守山市では、令和 9 年 5 月 15 日（土）から令和 9 年 5 月 28 日（金）までのうちの 12 日間、守山市民球場、守山市民スポーツ広場において、軟式野球、ソフトボール（女子）を、5 月 15 日、16 日には守山市民体育館において、オープン競技のパドルテニスを開催します。本大会の開催にあたり、競技会場には、大会参加者（選手・監督、大会役員等）および一般観覧者など多数の来場者が見込まれます。それら来場者の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介および販売を促進するために、ワールドマスタースゲームズ 2027 関西・守山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、売店の設置について、必要な事項を本要項に定めます。

2 設置場所

売店は、原則として各競技会場に設置します。ただし、実行委員会は必要に応じて設置場所を変更することがあります。

3 設置期間

売店の設置期間は、原則として各競技会の開催期間中とします。ただし、実行委員会は必要に応じて設置期間を変更することがあります。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了 30 分後までとします。ただし、実行委員会は必要に応じて開設時間を変更することがあります。

飲食店については、材料の在庫状況による販売の終了が余儀なくされた場合、最終試合開始後以降であれば閉店は可能とします。なお、撤収は、最終試合終了後 30 分以降とします。

5 売店募集数・競技会場・出店期間等

売店出店者を募集する競技は、令和 9 年度に本市で開催するワールドマスタースゲームズ 2027 関西公式競技である軟式野球、ソフトボール、およびオープン競技であるパドルテニスの 3 競技です。

売店の募集数は、各競技とも売店(テント使用)5店舗、キッチンカー4店舗程度としますが、応募数や競技日程によって変更する場合があります。

競技会場や期間等は次の表のとおりです。出店日時の希望が重なった場合は、出店日時および場所を実行委員会が調整します。

【表 守山市開催競技・会場・期間】

競技名	会場	令和9年5月													
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
1 軟式野球	守山市民球場	●	●	●	●	●	●								
2 ソフトボール	守山市民球場 ・スポーツ広場								●	●	●		●	●	●
3 パドルテニス	守山市民体育館	●	●												

6 出店位置・出店規模

店舗の設置の場所は、いずれの競技会場とも屋外とします。出店位置は、実行委員会と大会会場の指定管理者である公益財団法人守山市文化体育振興事業団(以下「文体」という。)が決定します。テントは、実行委員会で用意し、各店舗の利用スペースは約10㎡(2間×1.5間テント相当)、キッチンカーは1台分のスペースとします。

7 経費の負担・出店料

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者の負担とします。

(2) 文体が定める出店料は、売店1ブース、またはキッチンカー1台当たり次のとおりです。出店者は、文体が指定する支払い期日までに、直接、文体へ支払ってください。支払いにあたっては、文体の指示に従ってください。

ア 市内に事業所を有する者 1,000 円/日

イ 上記以外 6,000 円/日

(3) 次のいずれかに該当する場合は、出店料が免除されます。この場合、免除を受けようとする者は、売店出店申請書(別記様式第1号)の必要項目に記入して提出してください。

ア 障害者就労施設等

イ 市内自治会、国または地方公共団体

ウ 守山商工会議所、守山市観光物産協会の会員

エ その他、実行委員会が特に必要と認めた者

※ ウの場合、別記様式第1号の提出は不要です。

※ 出店者の責めに帰することができない理由による場合は、出店料を免除する

場合があります。

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとします。

(1) 守山市 PR 記念グッズ

守山市 PR キャラクター「もーりー」を使用した商品等であり、各協会の使用承認を得ているもの

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

守山市の名産品として営業店等で販売しているもの、守山市の特産品を用いた物産品、その他日本国内の名産品・特産品等の物産品

(4) 飲食物

アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができます。

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うものであること

(5) 宅配便

(6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）による製品

(7) その他、実行委員会が特に必要と認めるもの

9 出店者の条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とします。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請書提出時において、守山市内で 1 年以上店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ その他、実行委員会が認めた者

(2) 次の条件を全て満たす者

ア 各競技会の開催期間中、ワールドマスタースゲームズ 2027 関西・守山市売店

出店者設置要項（以下「本要項」という。）で定める開設時間を遵守して出店すること。

- イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書提出時より過去 1 年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時より過去 3 年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 申請書提出時において、守山市税（守山市が賦課徴収するものに限る。）の滞納がないこと。
- カ 実行委員会が企画する選手、役員等へのおもてなしに関する取組に協力すること。

キ 次のいずれにも該当しないこと

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）
- (イ) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）
- (ウ) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- (エ) 出店者の役員等に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる者
- (オ) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- (カ) 従業員として暴力団員等を常時もしくは臨時的に使用し、または雇用している者

10 運営設備等

売店の設置に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、出店申請の申込内容（種類、数量）に応じて実行委員会が準備します。

- (1) テント（2 間×1.5 間） 1 張以内（四方幕を含む）
- (2) 長机 3 台以内
- (3) 椅子 4 脚以内

その他必要な設備等（発電機等）は、出店者が準備するものとします。

ア 電源の貸し出しは行いません。

イ 実行委員会の許可を受けて火器または燃料等危険物を使用する出店者は、ブース内に出店者自前の消火器を設置する必要があります。なお、所轄の消防署

への届出は、実行委員会が行います。

- ウ 海外からの参加者は、クレジットカード等のキャッシュレス決済での支払いが多くなることが想定されるため、出店者は、原則としてキャッシュレス決済に対応するものとします。キャッシュレス決済に対応できない場合は、ブース内の見やすい場所に「現金のみ (Cash Only)」等の表示を掲示し、利用者に分かるよう明示してください。
- エ 海外からの参加者に対し、英語等による接客が必要なため、言語対応できる人員がいない場合は、例えばメニュー表の英語表記や、翻訳機器・翻訳アプリ等による接客ができるよう準備してください。

11 売店運営

出店者は、次の事項を遵守し、実行委員会の指示に従ってください。

(1) 食品関係売店

- ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守してください。
- イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調整するとともに、汚染防止および直射日光を避けるなどの必要な措置を講じてください。保管陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守して管理してください。
- ウ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行ってください。
- エ 廃棄物収納容器は、汚液および汚臭が漏れないように常に清潔してください。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列してください。

12 出店申請

出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに、出店を希望する競技会場等を決めたのち、売店出店申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出してください。

- (1) 売店出店概要書（別記様式第2号）
- (2) 誓約書兼承諾書（別記様式第3号）
- (3) 市税の納税証明書 ※写しでも可
- (4) 出店者および販売員の本人確認書類
(運転免許証等の公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し)
- (5) 守山市内で営業できる保健所の食品営業許可書の写し ※飲食店のみ
- (6) 生産物賠償責任保険（PL保険）の写し ※飲食店のみ
- (7) その他実行委員会が必要と認めるもの

※ 守山商工会議所、守山市観光物産協会の会員に関しては、(3) (4) (5)の提出は省略できます。

※ (5)の食品営業許可書を所持しない出店希望者は、実行委員会事務局にご相談ください。

13 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品の PR、出店日時等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定します。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、出店者として優先的に選定し、これによらない場合は抽選により選定します。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) 守山商工会議所、守山市観光物産協会の会員
- (4) キャッシュレス決済対応可能な事業者
- (5) その他、実行委員会が必要と認めるもの

また、出店日時は、希望をもとに実行委員会が調整します。

14 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書(別記様式第4号)、売店出店許可証(別記様式第5号)を交付します。

交付された出店許可証は、出店期間中店頭の見やすい位置に掲示してください。

15 保健所への手続き

大会開催期間中の飲食物提供にともなう保健所への届出(模擬店等の食品取扱届出)は、実行委員会が行います。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中は売店責任者を常駐させてください。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告してください。
- (3) 売店責任者は、実行委員会が指定する売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営を行う必要があります。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努める必要があります。

17 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等を行うこと。
- (5) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供を行うこと。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (7) 危険物を販売および無償提供を行うこと。
- (8) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

18 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 実行委員会が交付する出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任の下に行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とすること。
- (5) 販売品等の搬入または搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入搬出車両は1売店につき1台とする（キッチンカーについても、1売店につき1台とする）。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと（食中毒が発生しないように十分留意すること）。また、店頭から見えるところにごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。なお、溜まったゴミ箱は常に交換し美化に努めること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。

- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) 実行委員会が大会前に開催する出店説明会に出席すること。
- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会および売店監督員の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負いません。

20 事故発生時の対応

売店において、事件または事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりるとともに、実行委員会に直ちに連絡し、その指示に従ってください。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実行委員会に報告するとともに、その指示に従ってください。

21 許可の取り消し

出店者が次のいずれかに該当したときは、実行委員会は直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出します。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償を請求できません。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が売店の運営管理において、不適當と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実行委員会の検査を受けなければなりません。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求します。

23 賠償責任

出店者および従業者は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたと

きは、その賠償の責任を負うものとします。なお、損害賠償に備えて、出展者は損害保険等に加入しておいてください。

24 補填および補償

- (1) 出店者は、利益が得られなかった場合でも、その損害を実行委員会に請求することとはできません。
- (2) 出店者は、天候不良、自然災害、その他実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することとはできません。

25 受付期間・提出先等

(1) 受付期間

令和8年10月1日（木） から令和8年12月28日（月）まで

(2) 申込方法（電話、FAX、メールによる受付は行いません。）

持参：ワールドマスタースゲームズ2027 関西・守山市実行委員会事務局

守山市役所3階 総合政策部スポーツ振興課内

午前9時から午後4時45分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

郵送：期日内に必着（郵送の場合、郵送した旨を事務局に連絡してください。）

(3) 提出先・問合せ先

〒524-8585

守山市吉身二丁目22号

ワールドマスタースゲームズ2027 関西・守山市実行委員会事務局

（守山市総合政策部スポーツ振興課内）

電話：077-582-1169 MAIL：sports@city.moriyama.lg.jp

26 その他

この要項のほか次ページ「参考資料」を参照のこと。

27 スケジュール

- | | |
|-----------|------------|
| ・ 募集開始 | 令和8年10月1日 |
| ・ 募集終了 | 令和8年12月28日 |
| ・ 業者選定 | 令和9年1月 |
| ・ 許可交付 | 令和9年2月 |
| ・ 事前打ち合わせ | 随時 |

付則 この要領は、令和8年9月25日から施行する。

【参考資料】守山市内開催競技スケジュール

1 公式競技

(1) 軟式野球

スケジュール		1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
		5/15 (土)	5/16 (日)	5/17 (月)	5/18 (火)	5/19 (水)	5/20 (木)
1 試合目	9:00~10:30	●	●	●	●	●	●
2 試合目	11:00~12:30	●	●	●	●	●	●
3 試合目	13:00~14:30	●	●	●	●	●	
4 試合目	15:00~16:30	●	●	●	●	●	
参加予定選手 (延べ人数)		8 チーム (120名)	8 チーム (120名)	8 チーム (120名)	8 チーム (120名)	8 チーム (120名)	4 チーム (60名)
想定観客数 (延べ人数)		240名	240名	240名	240名	240名	120名
合計		360名	360名	360名	360名	360名	180名

※参加者国籍 (日本、カナダ、アメリカ、オーストラリア、台湾、シンガポール等)

※1 チーム 33 人までチーム登録可能。概ね 15 人程度の登録を想定し募集人数を算出

(2) ソフトボール

スケジュール		1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
		5/22 (土)	5/23 (日)	5/24 (月)	5/26 (水)	5/27 (木)	5/28 (金)
1 試合目	9:00~10:20	●	●	●	●	●	●
2 試合目	11:00~12:20	●	●	●	●	●	●
3 試合目	13:00~14:20	●	●	●	●	●	●
4 試合目	15:00~16:30	●	●	●	●	●	●
参加予定選手 (延べ人数)		12チーム (180名)	12チーム (180名)	8 チーム (120名)	12チーム (180名)	12チーム (180名)	8チーム (120名)
想定観客数 (延べ人数)		360名	360名	360名	360名	360名	360名
合計		540名	540名	480名	540名	540名	480名

※参加者国籍 (カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、台湾、シンガポール等)

※1 チーム 22 人までチーム登録可能。概ね 15 人程度の登録を想定し募集人数を算出

2 オープン競技

パドルテニス

1 日目		2 日目	
5/15 (土)		5/16 (日)	
スケジュール	内容	スケジュール	内容
10:00~18:00	男女別ダブルス競技開始	9:30~18:00	男女混合ダブルス競技開始
	予選リーグ戦		予選リーグ戦
	順位決定トーナメント		順位決定トーナメント
最大想定参加者数 (選手等)		160組 (320名)	

※参加者国籍 (日本)、原則ダブルス競技 (1 組 = 2 名)